

藤支 7 第 2 1 2 号
令和 7 年 1 2 月 1 5 日

会 員 各 位

東京地方税理士会藤沢支部
支 部 長 森田 恵理子
(公印省略)

第 2 6 2 回定例会・研修会結果について(報告)

令和 7 年 1 2 月 1 0 日に藤沢商工会館ミナパークにて開催された定例会は会員 4 9 名・WE
B 配信視聴 3 8 名が出席し、結果は次の通りです。

1. 支部長挨拶

1. 70 周年記念講演会について

林家正蔵さんをお招きする。

理由：笑う門には福来る

日本の伝統文化を大切にしたい気持ち

広く参加呼びかけを行っていききたい

2. 支部長会でのお話し

本会の会費の値上げについて

7,000 円⇒9,000 円増額提案。来年本会総会にて上程・決定後、令和 9 年 4 月から値上げ予
定。背景は物価高と長期据え置き

3. その他

研修 36 時間受講いたしましょう

★新入会員がいらっしゃるのご挨拶いただきます

- ・川上会員：前職国税局、現MF さくら税理士法人。法人税調査経験
- ・吉野会員：7 月まで国税勤務後税理士登録、当支部で活動開始

2. 会務報告（支部長より）

- ・ 9/18 湘南 8 支部連絡協議会（小田原）：DX、AI 活用事例
- ・ 11/27 中間監査：概ね適正で承認
- ・ 12/9 国税局との税務連絡協議会：税務署長・幹部と有意義な意見交換
- ・ 臨税廃止の件

3. 各部報告

総務部：9/18 湘南 8 支部連絡協議会 会務に AI 利用について

11/4 総務・経理合同部会（中間監査資料・備品チェック、9 名参加）

書籍購入助成制度：11/30 締切、84 名申込

日税連税理士情報検索サイトの所在地・電話番号非表示の手続き案内
(サイトと支部 HP は非連動、各自手続き)

1/19 紫藤会新年賀詞交換会@湘南鎌倉クリスタルホテルを予定、案内は後日配信

会員メール未接続者は接続を試みる事 接続できない方は本会事務局総務課へ連絡
(045-243-0511)

経理部：税政連会費 1,000 円⇒2,000 円

今年度の追加会費 6,000 円を未納の会員は納入をお願い致します。

厚生部：10/3 湘南 8 支部ゴルフ：11 名、団体 5 位

10/6 協同組合野球大会：藤沢支所準優勝

10/31 支部ゴルフ大会：32 名参加、優勝は準会員渡部会員（鎌倉支部）

11/7 支部旅行（久能山東照宮・駿河湾クルーズ）：29 名楽しく実施できた

11/17 協同組合テニス大会：4 組出場

今後：12/12 忘年会@スペインクラブ茅ヶ崎、59 名参加予定

（フラメンコショー・抽選会、最終案内済み）

来年 1/15 協同組合囲碁大会、6 名参加予定

研修部：湘南 8 支部連絡協議会（DX）参加。

他支部は予算制約でメディア研修中心。

当支部は独自 Web 研修を毎月実施

（支部 HP・メール・PDF 経由でワンクリック接続）

Web 研修：今月含め 3 月まで計 4 回（各 3 時間、合計 12 時間）。

36 時間の研修時間達成を呼びかけ

会場型研修：10/16（37 名参加）、11/17（30 名参加）、12/10（第 6 回研修部会）来期 4・

5 月の予備研修は予算難で未定、日税情報サービスの無料 3 時間（M&A）

配信で補完予定

Web 受講者数：9 月 74 名、10 月 87 名、11 月約 76 名 今後 100 名目標

税務支援対策部：今年度の無料相談希望アンケート実施、割り当て決定済み。

割り当て表は本日配布、12/2 にメール送付済み

担当者向け説明・研修会：1/22 10:00-12:30@ミナパーク

（税務署担当者も出席、研修時間 2.5 時間付与）

昨年度から PC 操作方法が変更、参加推奨

確定申告期の無料申告相談の会場・日程

1/30 寒川町民センター、2/3 茅ヶ崎商工会議所、2/6 藤沢市明治市民センター

確定申告会場の開設期間

令和8年2/19(月)～3/19(月) 2/13までは来場予約のみ
3/16はLINE予約と当日券あり

税務相談部：9/18 湘南8支部連絡協議会参加。DXや相談会の予約・広報の事例共有。平塚支部HPの利便性が参考話題。

11月支部主催相談会(11/9 イオン茅ヶ崎中央店)、茅ヶ崎商工会議所主催相談会(11/14 駅北口ペDESTリアンデッキ)、11/15 商工会議所無料相談も盛況
確定申告期の無料相談(税務支援受託事業とは別枠)

茅ヶ崎・寒川商工会議所から派遣依頼。応募少なく割り振り難航も、幹事の協力で調整

青色申告会農業部会の消費税無料相談(3/16以降予定)

依頼未着、依頼後にアンケート予定

租税教育推進部：11/13 日大藤沢高校で租税教室、講師10名

今後：12/18 茅ヶ崎北稜高校、1/21 慶應湘南藤沢高校で予定
参加者募集継続

綱紀監察部：11/14 税理士事務所職員対象の綱紀研修を実施

11/19 綱紀監察部会、11名参加

10/29 綱紀監察協議会に支部長と参加

70周年記念事業実行委員会：

70周年記念講演・総会の実施方針と林家正蔵さんをお招きすることが確定

臨税対策委員会：

- ・10/21 農協と打合せ(税務支援担当・税務相談担当同行)

送信前確認のみが原則業務のため、大規模以外は税理士複数派遣不要との整理
再積算：所得税62日+消費税十数日=合計77日派遣見込み

年内に農協と具体派遣数を再協議予定

- ・現状：農協組合員は青色申告会農業部会等に加入し申告指導を実施

臨税廃止後の白色申告者(約450件)の対応が課題で、青色申告会の協力が不可欠

10/24 湘南青色申告会で会長・副会長に経過説明・協力依頼

11/11 臨税に関する協議会参加、先行廃止支部の協定書作成・実務留意点・研修実施状況の助言を受領

- ・今後の取組：年内に農協と派遣数の調整会議

来年の確定申告期に藤沢・茅ヶ崎・寒川の視察ツアーを提案、税理士関与の実態確認と日程調整

●藤沢税務署からの連絡事項

米谷総務課長司会

藤沢税務署長あいさつ

前田税務署長

地域連携への謝辞。

11月「税を考える週間」の無料相談・表彰式、税務連絡協議会の開催報告

今後も税務当局と税理士会の協力体制を継続・強化

e-Taxの利用拡大 法人税申告のオール e-Tax 相続税申告の e-Tax 利用

源泉所得税の e-Tax 利用

各部門からの連絡

令和7年度 法定期限・振替納税の案内：

申告所得税・復興特別所得税の期限：令和8年3/16(月)、振替納税：4/23(木)個人事業者の消費税等の期限：3/31(火)、振替納税：4/30(木)

口座残高等の事前確認を周知

キャッシュレス納付推進：

ダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキング、クレジットカード、スマホ納付の選択肢。ダイレクト納付は e-Tax 送信と同時手続きが可能で納付漏れ防止に有効
源泉所得税のキャッシュレス納付の利用拡大を要請

納税証明書のオンライン請求：

e-Tax による電子納税証明書 PDF を推奨

スマホ請求～受取り可

利用者識別番号問い合わせ時は税理士の協力を依頼

源泉徴収票のオンライン提出・マイナポータル連携：

事業者の給与源泉徴収票データはマイナポータル連携で自動入力対象

eLTAXで「作成区分2」設定で地方・税務署双方へ提出扱い

支払金額500万円以下でも自動入力対象

相続税の e-Tax 利用拡大（資産課税）：

相続税申告の e-Tax 利用が伸長

譲渡所得・住宅関連特例のチェックシートを国税庁 HP に今月中掲載予定（リニューアル） 公開後の確認・活用を促す

法人税オール e-Tax の推進：

法人税の全書類 e-Tax 提出の利用率は上昇、さらなる協力を要請

事業者のデジタル化促進：国税庁 HP「事業者のデジタル化促進コーナー」を案内。補助金、電子帳簿保存制度等の情報提供。配布リーフレットの QR で詳細確認

顧問先名簿・従業員名簿の提出依頼：管内で税理士業務を行う事務所。依頼文発送 1/23、提出期限 4/15(水)。書面または PDF で e-Tax 送信。様式は QR から取得、前年様式の訂正でも可

確定申告期の税務署駐車場運用：1/26(月)～3/16(月)は障がい者用のみ利用可。来署は公共交通機関の利用を依頼。自転車・バイクは可

●関連諸機関からの連絡

・川崎本会理事

電話相談センターの従事者募集

充足率が低く、藤沢は特に不足

3 月前半含め従事者の応募を要請

・城田本会理事

10/10 公開研究討論会@パシフィコ横浜（藤沢支部会員 27 名参加）。全体約 1800 人で過去最大、詳細は次回広報誌。7 年後は千葉県主催予定。

●今後の支部予定

1/22 第 263 回定例会・研修会、4/17 第 264 回定例会・研修会、6/19 第 70 回定期総会・記念式典・記念行事

以上

第262回定例会

令和7年12月10日(水)

I. 会員異動

正会員：311名 準会員：5名 (計：316名) 法人会員：29社

前回定例会(第261回)報告後の会員異動状況

退会	9月25日	廣瀬 盛一		業務廃止
退会	11月30日	三宅 庸介	湘南パートナーズ税理士法人	東京会へ
入会	9月24日	川上 篤司	MFさくら税理士法人	登録即入会
入会	9月24日	吉野 隆司	鈴木盛税理士事務所	登録即入会
入会	10月20日	大洞 勝義	齊藤聡税理士事務所	横浜中央支部より

※ 定例会で自己紹介をお願いするのは、川上篤司会員、吉野隆司会員の予定です。

II-1. 会務報告

- 9/12(金) 新入会員説明会(ミナパーク)
第261回定例会及び研修会(ミナパーク)
藤沢税務署との協議会(ミナパーク)
藤沢税務署との意見交換会(ミナパーク)
- 9/13(土) 支部囲碁大会(ミナパーク)
- 9/18(木) 湘南八支部連絡協議会(ミナカ小田原)
- 10/3(金) 第52回湘南八支部ゴルフ大会(本厚木カンツリークラブ)
- 10/10(金) 第51回日税連公開研究討論会(パシフィコ横浜ノース)
- 10/14(火) 相続贈与無料相談会(ミナパーク)
- 10/16(木) 第4回広報部会(ミナパーク)
第4回研修部会(ミナパーク)
支部会場型研修会(ミナパーク)
- 10/31(金) 支部ゴルフ大会(小田急藤沢ゴルフクラブ)
- 11/4(火) 第1回総務・経理合同部会(ミナパーク)
- 11/7(金) 支部日帰り旅行
- 11/9(日) 税を考える週間(イオン茅ヶ崎中央店)
- 11/11(火) 相続贈与無料相談会(ミナパーク)
- 11/13(木) 納税表彰式(ミナパーク)
租税教室 日本大学藤沢高等学校
- 11/14(金) 税理士事務所職員対象の綱紀保持に関する研修会(ミナパーク)
税を考える週間(茅ヶ崎駅北口ペDESTリアンデッキ)
- 11/15(土) 暮らしと事業の何でも相談会(八士業)(ミナパーク)

- 11/17(月) 第5回研修部会 (ミナパーク)
支部会場型研修会 (ミナパーク)
- 11/18(火) 第2回税務支援対策部会 (ミナパーク)
- 11/19(水) 署との綱紀監察連絡協議会 (ミナパーク)
- 11/26(水) 第5回正副支部長会 (ミナパーク)
第3回70周年記念事業実行委員会 (ミナパーク)
第2回臨税対策委員会 (ミナパーク)
第5回幹事会 (ミナパーク)
日税グループとの協議会
- 11/27(木) 中間監査 (ミナパーク)
- 12/2(火) 第4回租税教育推進部会 (ミナパーク)
- 12/9(火) 相続贈与無料相談会 (ミナパーク)

II-2. 会務報告 (支部長)

- 9/8(月) 神奈川税窓会藤沢支部総会
- 9/9(火) 藤沢酒類懇話会通常総会
- 9/22(月) 日本生命VIP代理店推進協議会
- 9/24(水) 紫藤会
- 9/26(金) 茅ヶ崎商工会議所 茅ヶ崎市青色申告宣言の都市推進協議会総会
- 10/8(水) 協同組合 日税グループとの協議会 懇親会
- 10/17(金) 朝日生命VIP代理店配信協議会
- 10/20(月) 神奈川税窓会定期総会
- 10/22(水) 紫藤会
- 10/27(月) 本会税務支援対策部協議会
- 10/28(火) 本会支部長会
- 10/29(水) 本会綱紀監察部協議会
- 11/6(木) (株) 税理士会館定時総会
- 11/11(火) 本会臨税に関する協議会
- 11/21(金) (株) 税理士会館取締役会懇親会
- 12/5(金) 協同組合支所長会 忘年会
- 12/9(火) 国税局との税務連絡協議会

III. 今後の日程

- 12/10(水) 第6回研修部会 (ミナパーク) 11:00～
新入会員説明会 (ミナパーク) 11:30～
第262回定例会及び研修会 (ミナパーク) 13:30～
- 12/12(金) 支部忘年会 (スペインクラブ茅ヶ崎)
- 12/18(木) 租税教室 神奈川県立茅ヶ崎北稜高校

- R8.1/6 (火) 第5回広報部会 (ミナパーク)
- 1/13(火) 相続贈与無料相談会 (ミナパーク)
- 1/19(月) 紫藤会賀詞交歓会
- 1/21(水) 租税教室 慶応義塾大学湘南藤沢高等部
- 1/22(木) 確定申告期無料相談会責任者・担当者会議
第263回定例会及び研修会 (ミナパーク) 13:30～
- 1/30 (金) 確定申告期無料相談会 (寒川町民センター)
- 2/3 (火) 確定申告期無料相談会 (茅ヶ崎商工会議所)
- 2/4 (水) 税理士記念日確定申告無料相談会 (茅ヶ崎商工会議所)
- 2/6 (金) 確定申告期無料相談会 (藤沢市明治市民センター)
- 3/26 (木) 第6回正副支部長会 (ミナパーク)
第6回幹事会 (ミナパーク)
- 4/1 (水) 第1回綱紀監察部会・第1回租税教育推進部会 (ミナパーク)
第1回総務部会・第1回経理部会 (ミナパーク)
- 4/2 (木) 第1回厚生部会・第1回税務支援対策部会・第1回税務相談部会 (ミナパーク)
- 4/3 (金) 第1回研修部会・第1回広報部会・第1回業務対策部会 (ミナパーク)
- 4/8 (水) 第1回正副支部長会 (ミナパーク)
第1回幹事会 (ミナパーク)
- 4/17(金) 新入会員説明会 (ミナパーク)
第264回定例会及び研修会 (ミナパーク)
- 6/19 (金) 第70回定期総会(湘南鎌倉クリスタルホテル)
70周年記念式典・記念講演

IV. 協同組合厚生事業日程 (日程は予定です。変更となる場合があります。)

- R8.1/15 (木) 第21回囲碁大会 (税理士会館8階)

藤沢税務署からの連絡事項

【管理運営部門】

1 令和7年分所得税等の法定納期限及び振替日

税目	法定納期限	振替日(注)
申告所得税及び 復興特別所得税	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)
贈与税	令和8年3月16日(月)	

(注) 振替日の前日までに、預貯金口座の残高を確認していただきますよう顧問先の皆様にご指導をお願いします。

2 国税のキャッシュレス納付

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が大変便利です。

- | | | |
|--------------|------------|----------------|
| ① ダイレクト納付 | ② 振替納税 | ③ インターネットバンキング |
| ④ クレジットカード納付 | ⑤ スマホアプリ納付 | |

特に、ダイレクト納付は、事前にダイレクト納付利用届出書を税務署へ提出することで、e-Taxから簡単な方法で口座引落としにより納付する便利な納税方法です。自動ダイレクトを利用すれば、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きも同時に完了することができます。

税理士ご自身の納税について積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

また、関与先に対してもお知らせいただきますようお願いいたします。

3 納税証明書オンライン請求

納税証明書の請求にはe-Taxを使ったオンライン請求が便利です。

特に、電子納税証明書(PDF)はお手持ちのスマートフォンで請求から受取りまで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください。

税務署の窓口では、来署者へスマホ請求の利用勧奨を行っています。関与先から利用者識別番号等の問い合わせがあるかもしれませんので、ご協力をお願いいたします。

【個人課税部門】

1 令和7年分確定申告会場の開設期間

令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月)

2 税理士による無料申告相談

(1) 会場責任者及び従事者の事前打合せ

令和8年1月22日(木) 10:00～ ミナパーク

(2) 実施日

イ 令和8年1月30日(金) 寒川町民センター

ロ 令和8年2月3日(火) 茅ヶ崎商工会議所

ハ 令和8年2月6日(金) 藤沢市明治市民センター

3 給与所得の源泉徴収票のオンライン提出

事業者がオンラインで提出した給与所得の源泉徴収票に係る情報については、マイナポータル連携の自動入力の対象となり、当該事業者の従業員の方が所得税の確定申告書を作成する際、マイナポータル連携することで、給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます。

つきましては、顧問先事業者の皆様にはリーフレット【事業主の皆さまへ 給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると従業員の方の確定申告がさらに簡単に！！】を交付するなどにより、給与所得の源泉徴収票のオンライン提出の勧奨についてご協力をお願いします。

なお、リーフレットについては、国税庁HPに掲載していますので、適宜御活用ください(二次元コード参照)。

また、給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます。

【配付資料：リーフレット「事業主の皆さまへ 給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると従業員の方の確定申告がさらに簡単に！！」】



【資産課税部門】

1 相続税の申告における e-Tax の利用

皆様のご協力のもと、東京局の相続税 e-Tax の利用率は、大きく伸びております。税理士の皆様からのご意見・ご要望を基に、利便性の向上を図っておりますので、引き続きご利用をお願いいたします。

2 譲渡所得・贈与税に係る特例チェックシート等の活用

「資産税関係添付書類等一覧表（令和7年分用）」及び各特例チェックシートにつきましては、令和7年12月以降に国税庁HPの「東京局サイト」へ掲載を予定しております。

【配付資料：資産課税部門からのお願い】

【法人課税部門】

1 法人税 ALL e-Tax の推進

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めた法人税 ALL e-Tax を推進しています。税理士の皆様のご協力のおかげで、利用率が上昇しているところです。

法人課税部門では e-Tax の更なる勧奨に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

【配付資料：リーフレット「e-Tax 申告法人の4社に3社が ALL e-Tax です!!!」】

2 源泉所得税キャッシュレス納付

納付機会の多い源泉所得税については、更なる利用拡大に向けて取り組んでいくことが、納税者の利便性の向上に大きく寄与します。税理士の皆様方におかれましては、引き続き、関与先への利用勧奨をお願いします。

なお、e-Tax ホームページの「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」では、徴収高計算書の送信からキャッシュレス納付までの一連の画面操作を体験できますので、関与先へ勧奨する際にご利用ください。

【源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー】



【配付資料：リーフレット「e-Tax を利用して源泉所得税が納付できます!!!」】

【総務課】**1 事業者のデジタル化促進**

国税庁では、税務手続だけではなく、事業者が行う日々の業務のデジタル化に向けた活動にも取り組んでいます。事業者の方が日頃行う事務処理をデジタル化することにより、生産性の向上や経営の高度化が期待されます。

国税庁HP内の「事業者のデジタル化促進コーナー」では、デジタル化のメリットや顧問先の経営の強い味方になる「補助金の活用」、「電子帳簿等保存制度」など、デジタル化に役立つ施策・制度を紹介しています。詳しい内容についてはリーフレットに記載の二次元コードから国税庁ホームページをご覧ください。

また、リーフレットの裏面は、電子申告手続である e-Tax の利用について、メリットをまとめたものです。こちらのリーフレットをご確認いただくとともに顧問先へもデジタル化の促進を働きかけていただきますようお願いいたします。

【配付資料：リーフレット「事業者のデジタル化促進について」】

2 関与先名簿及び従業員名簿の提出のお願い

税務署では、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、管内に事務所を有し、税理士業務を行っている方々に対しまして、関与先及び従業員の名簿の提出をお願いしております。

提出方法は、書面を返信用封筒で提出いただく方法のほか、書面で作成した情報をイメージデータ（PDF形式）に変換し、e-Tax で送信いただく方法があります。

依頼文書発送：令和8年1月23日（金）（予定）

提出期限：令和8年4月15日（水）

前年提出していただいた名簿を加除・訂正するなどの方法又は適宜の様式で作成したものを提出いただいても差し支えありません。

また、関与先名簿及び従業員名簿の様式について、Word版及びExcel版の入力様式を国税庁ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

【関与先名簿及び従業員名簿の様式掲載について】



3 確定申告期における税務署駐車場の閉鎖

税務署の駐車場については、令和8年1月26日(月)から令和8年3月16日(月)までの間、障害者用駐車場のみのご利用とさせていただきます。税務署にお越しになる際は公共交通機関等をご利用ください。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、自転車・バイクの駐輪場は設置しております。

事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を

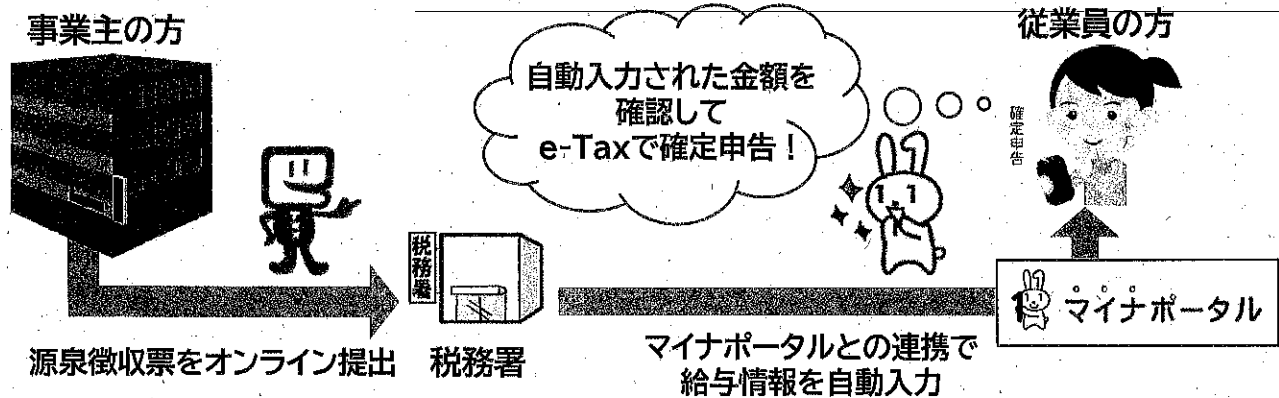
従業員の方の

オンライン提出すると…

確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまへのお願い

皆さまが、給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の情報が自動で入力されるようになります！
従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、オンライン提出をお願いします！



オンライン提出のポイント

- ☑ 事業主の皆さまからオンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力の対象となります。

※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合が該当します。書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。

eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご確認ください）

- ☑ 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

① 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。 ➡

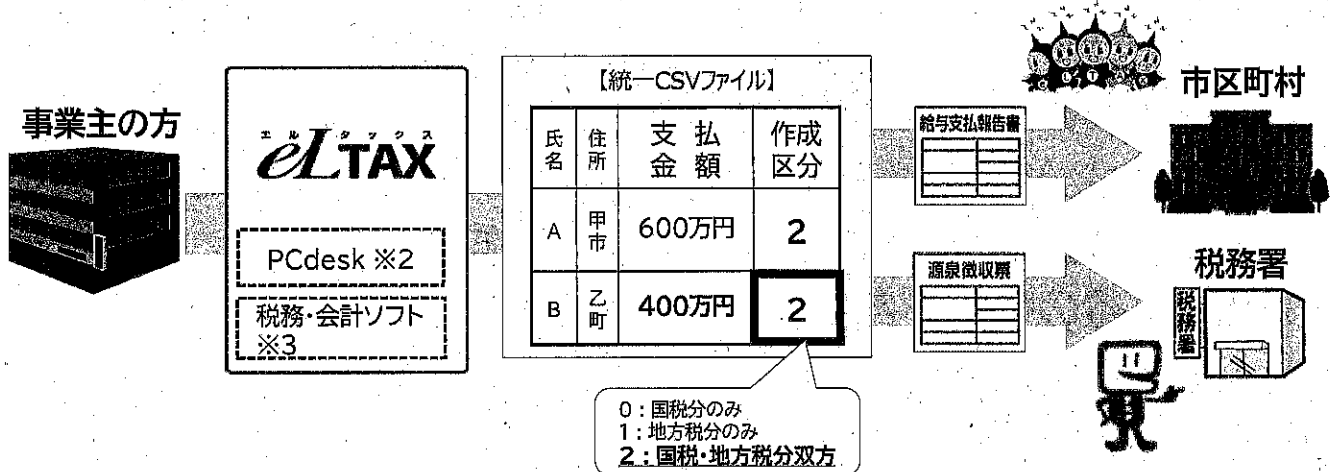


(国税庁ホームページ)

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は 税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、 まとめて送信できます！

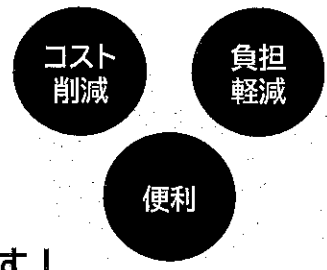
オススメ！

- ① 給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1
- ② また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！



eLTAXのメリット！

- ✓ 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- ✓ 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- ✓ 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！



※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 給与支払報告書についても同様にeLTAX等で提出する必要があります。

詳しい内容はこちら



(国税庁ホームページ)

e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

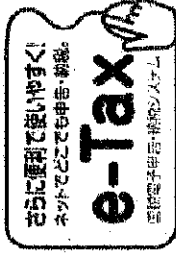
税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト (WEB版) をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



(e-Taxホームページ)



資産課税部門からのお願い



税務行政につきましては日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

税理士の皆様におかれましては、引き続き、「相続税の申告におけるe-Taxの利用」と「書面添付制度の活用」に、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、令和7年分の確定申告における資産税関係添付書類等一覧表及び特例チエックシートにつきまして、**令和7年12月以降に国税庁HP「東京局サイト」への掲載を予定しておりますので、御活用願います。**

相続税のオンライン利用率の推移等

東京局の相続税e-Taxの利用率は、次のとおり大きく伸びております。

令和5年度	令和6年度	令和7年度
33.9%	48.5%	69.2%
		(8月末・速報値)
		(目標値63.0%)

※ 添付書類も含めたe-Taxの利用（電子送信）を是非お願いいたします。

相続税e-Tax特設サイト

相続税e-Taxは、税理士の皆様からの御意見・御要望を基に、利便性の向上が図られています。相続税e-Tax特設サイトには、「相続税申告の作成・提出についてよくある質問」が掲載されていますので、不明な点がある場合には御確認ください。



詳しくはこちらから

書面添付制度の活用

税理士法第33条の2の書面添付に係るチエックシート【相続税】の様式を変更しました（生前贈与の加算対象期間）。

添付書類の記載例と併せて国税庁HPに掲載していただきますので、添付書類の作成の補助資料として御活用ください。

詳しくはこちらから



譲渡所得・贈与税に係る特例チエックシート等の活用

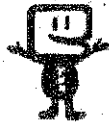
「資産税関係添付書類等一覧表（令和7年分用）」及び各特例チエックシートの掲載状況につきましては、右の「詳しくはこちら」をクリック又はQRコードを読み取って御確認ください。



詳しくはこちらから

e-Tax申告法人の 4社に3社がALL e-Taxです！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

- ◇財務諸表 XBRL形式・CSV形式
- ◇勘定科目内訳明細書 XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

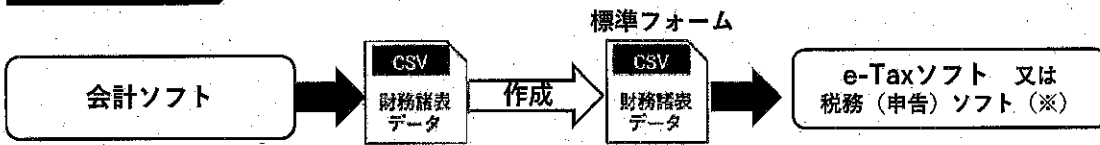
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。

作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！

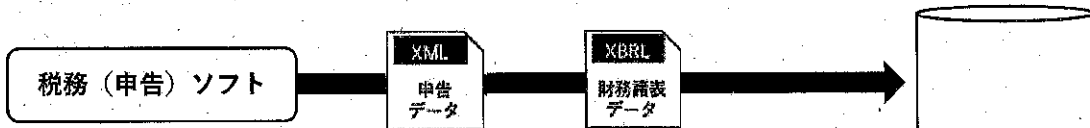
※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

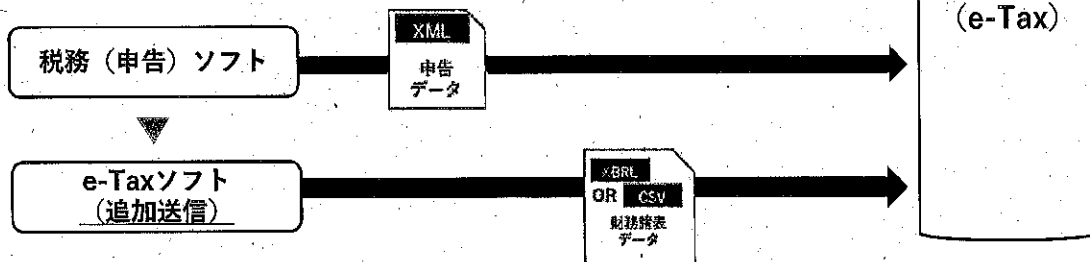


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

財務諸表データの送信





e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム (e-Tax) による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト (WEB版) の準備をします。

e-Taxソフト (WEB版) をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Taxホームページ「e-Taxソフト (WEB版) のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。

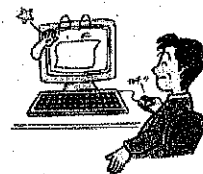


2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続 (準備) を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」 (https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashiess.htm) をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出 (送信) することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Tax での提出 (送信) の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

令和6年4月1日以降、e-Tax の徴収高計算書データを送信する画面において「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示され、チェックを入れて送信すると、徴収高計算書データの送信と併せてダイレクト納付の手続が可能となりました。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日に口座引落としされます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー) が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください (利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。)

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付できる金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払い (〇〇ペイ) へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続 (準備) は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (WEB版) を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

☆☆e-Taxを利用した納付のしかた（源泉所得税）☆☆

国税電子申告、納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（前ページをご覧ください。）の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト（WEB版）にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書（納付書）が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次回の年末調整関係書類送付時から納付書の送付（郵送）を省略いたします。

区分	税額	税額	税額	税額	税額	納税額の区分
給与所得	7,125	6.25	12	3,240,000	83,400	給与 7.1
雑所得						雑 7.0
合計						合計 14.1
源泉徴収						源泉徴収 14.1
合計						合計 14.1

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

- ダイレクト納付を利用する場合**
 納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。
- インターネットバンキングで納付を行う場合**
 画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。
- クレジットカード納付を利用する場合**
 画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。
- スマホアプリ納付を利用する場合**
 画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」（スマートフォン専用）へアクセスします。

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容
 送信されたデータを受け付けました。
 なお、当日、内税の届出のため、届出届からご連絡はさせていただきます。ご了承ください。

※ 納付手続の進捗にご注意ください。
 選択された納付手続が完了しないまま、本通知または附随ファイル（別添付ファイル）において、別送、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用開始日	26/10/29 22:00:00
氏名又は名称	株式会社ABC商事
代表者氏名	田村太郎
受付番号	20250710420357171511
受付日時	2025/07/10 12:03:57

ダイレクト納付

届出された預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

① 今すぐに納付される方
 納付日を指定される方

電子納付
 「e-Tax」インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の際は以下のとおり入力してください。
 （控えを印刷し、印刷されることをお確かめください。）

納付金額	83,400 円
------	----------

インターネットバンキングにより電子納付を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

② インターネットバンキング

クレジットカード納付

クレジットカードより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続を行ってください。
 なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁が指定した納付取扱者が運営する複数のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

納付先	国税徴収部
納付金額	83,400 円

③ クレジットカード納付

スマホアプリ納付

スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続を行ってください。
 なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁が指定した納付取扱者が運営する複数のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。

納付先	国税徴収部
納付金額	83,400 円

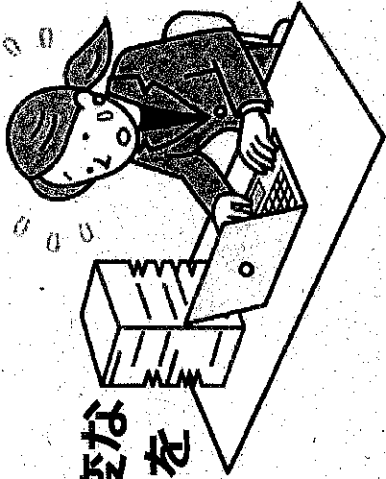
④ スマホアプリ納付

3. 納付

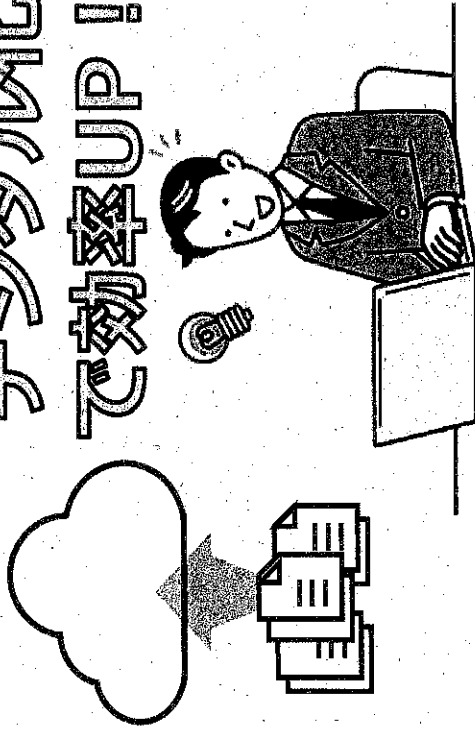
- ダイレクト納付を利用する場合**
 納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。
 「自動ダイレクト」を利用する場合は、「1. 徴収高計算書データの作成・送信」時にチェックボックスにチェックを入れてください。
 - インターネットバンキングで納付を行う場合**
 インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。
 - クレジットカード納付を利用する場合**
 「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。
 - スマホアプリ納付を利用する場合**
 「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。
- ※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。
 2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
 3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。
 4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後、「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

日々の経理がXXで効率化？

日々の大変な
経理業務を



デジタル化
で効率UP!

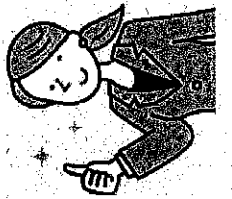


デジタル化の検討にあたって

IT導入補助金の活用

中小企業・小規模事業者が
デジタル化に活用できる
補助金です。

「サービス等生産性向上IT
導入支援事業」HPはこちら⇒



会計・請求業務のデジタル化にあたって

クラウド会計ソフト
を利用すると

ポイント1
データで保存
ペーパーレスで
すっきり



取引相手の

システムを問わず
自動処理が可能



ポイント2
オンライン化で
リモートワーク対応



会計ソフトと連動し
自動仕訳可能



ポイント3
データ連携や
自動仕訳で
生産性向上



請求データの
自動処理で
入力ミス防止



ポイント4
電子帳簿等保存制度
に対応できる



デジタルインボイスへの
対応ソフトはこちら⇒
デジタルインボイス推進協議
会 (EIPA) ホームページをご
確認ください。

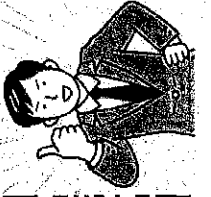


支援機関 (無料相談窓口) の活用

デジタル化に関する困りごと
へ関係機関が無料相談窓口を
設け、支援を行っています。

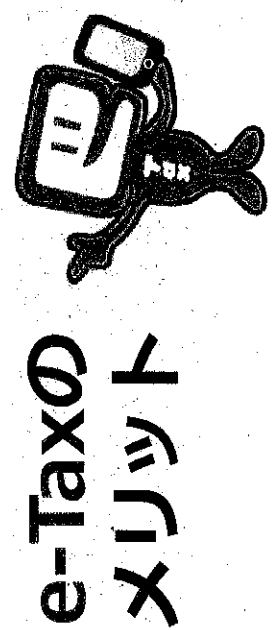


国税庁HP「デジタル化に
関する相談窓口一覧」はこちら⇒



国税庁HP「事業者の
デジタル化促進」コー
ナーをご覧ください。





— こんな場面でこんなに便利 —

申告・納税は e-Tax で 手続を !!

確定申告 (個人の方)

- 生命保険料控除証明書などの添付書類は、e-Taxで入力・送信すれば**提出・提示が不要**となるほか、マイナポータル連携を活用すると、添付書類の**管理・保管も不要**
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、**3週間程度で還付**
- 事業主の方が源泉徴収票のデータをオンラインで提出すれば、従業員の方の確定申告の際に**給与情報が自動で入力**され、申告手続が簡単に

24時間
いつでもどこでも
利用可能!

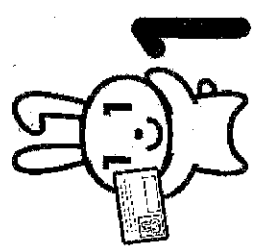
マイナポータル
連携で自動入力
手間いらず!



データで保存
ペーパーレスで
すっきり!

添付書類も
オンライン提出
郵送不要!

※ e-Taxを始めるための事前準備など、詳細はe-Taxホームページをご確認ください。



マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。

納付手続

- **キャッシュレス納付**を利用すれば、金融機関や税務署などの窓口に行かずに**PCやスマートフォンで納付**でき、現金や納付書が不要に

納税証明書の交付請求

- 税務署の窓口に行かずに**スマートフォンで納税証明書**の交付請求から受取まで可能
- 納税証明書 (PDF形式) は**何度も使用でき、書面でも何枚でも印刷可能**
- **手数料がお得**
1税目1年度1枚あたり
e-Tax: 370円
書面: 400円



e-Taxホームページ



デジタル庁公式note

はやしや しょうぞう 林家 正蔵

落語家

◆講演テーマ

■笑い と 人生

◆プロフィール詳細

昭和37年 東京根岸生まれ
昭和53年 高校入学と同時に林家こぶ平として落語協会に所属
昭和56年 都立竹台高校卒業
昭和62年 真打試験合格。最年少で13人抜き昇進
平成元年 浅草芸能大賞 新人賞受賞
国立花形演芸大賞古典落語金賞受賞
平成15年 流派や東西の枠を超えた「六人の会」の旗揚げに参加
平成17年 3月に九代 林家正蔵を襲名
平成26年 落語協会副会長就任
平成27年 第70回文化庁芸術祭優秀賞受賞

高座に姿をあらわすだけで場内を明るく出来る、数少ない噺家の一人である。祖父であった七代目林家正蔵、父初代 林家三平と親子三代の真打は史上初。

古典落語での進境著しく、祖父の名跡「正蔵」を襲名した。

テレビ出演やCM起用で、広く顔も知られている。

◆プロフィール簡略 (250文字程度)

東京根岸生まれ。高校入学と同時に林家こぶ平として落語協会に所属。平成17年3月に九代 林家正蔵を襲名。平成26年 落語協会副会長就任。高座に姿をあらわすだけで場内を明るく出来る、数少ない噺家の一人である。祖父であった七代目林家正蔵、父初代 林家三平と親子三代の真打は史上初。古典落語での進境著しく、祖父の名跡「正蔵」を襲名した。テレビ出演やCM起用で、広く顔も知られている。



【メディア出演等】

【著書】

『八代目正蔵戦中日記』
(中央公論新社) 2022

『四時から飲み一ぶらり隠れ酒散歩』(新潮社) 2014

『高座舌鼓』(中央公論新社) 2014

『正蔵一代』(青蛙房) 2011

『林家正蔵と読む落語の人びと、落語のくらし』(岩崎書店) 2008

『九代正蔵襲名』
(近代映画社) 2005

『お江戸週末散歩』
(角川書店) 2003

『知識ゼロからのジャズ入門』
(幻冬舎) 2008

他多数